

令和2年度第23回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出日：令和3年3月9日

担当部・課：建設部建築指導課〔内線5674〕

① 件名
石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業の見直しについて
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p><b>【背景】</b>  がけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から住民の生命の安全を確保するため、本市では、災害危険区域等の区域内にある既存不適格住宅からの移転を行う者に対し、国及び県と連帯して補助金を交付し、危険住宅に代わる住宅の建設、購入及び改修により、移転を促進している。  現在、国では社会資本整備総合交付金による事業が実施されており、本市でも石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業の見直しが必要となっている。</p> <p><b>【目的】</b>  石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業の見直しを行うことにより、土砂災害から市民を守り、災害に強いまちづくりの形成を図る。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p><b>【根拠法令】</b>  (国)社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年国官会第2317号）  (国)住宅・建築物安全ストック形成事業対象要綱（平成21年国住備第159号）  石巻市がけ地近接危険住宅移転事業補助金交付規則（平成17年規則第217号）  <b>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】</b></p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成17年 4月 石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助交付規則の制定  平成22年 4月 (国)社会資本整備総合交付金交付要綱施行  平成26年 4月 (国)社会資本整備総合交付金交付要綱の一部改正(増税に伴う補助金額見直し)  令和 元年10月 (国)社会資本整備総合交付金交付要綱の一部改正(増税に伴う補助金額見直し)</p>
⑤ 主な内容
<p>現行の「石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助交付規則」を廃止し、新たに「石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助要綱」を制定することにより、別紙概要のとおり事業を実施する。</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p><b>【影響・効果】</b>  本事業の実施により、点在人家のがけ崩れ、土石流、地すべり等の危険から市民の生命の安全を確保するための恒久予防対策を図ることができる。  急傾斜地崩壊対策事業、その他の防災事業と区域が重複しないよう十分調整しながら、予算の範囲内において補助金を交付し、申請者の自己負担を軽減し、危険住宅からの移転を促進する。</p> <p><b>【市財政への負担】</b>  現在、市内に災害危険区域内の危険住宅については73戸、土砂災害特別警戒区域内の建築物については672区域、急傾斜地崩壊危険箇所については774区域程度存在しているが、これまで本事業の活用実績はなく、今後対象区域内にて移動計画があれば相談に応じ、国・県と協議し対応する。  国の社会資本整備総合交付金の基幹事業を活用した事業であり、補助上限額に対する負担割合は、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1となっている。  なお、市が負担する補助金については、特別交付税に関する省令（総務省令）の規定により特別交付税が交付される。</p>

⑦ 他の自治体の政策との比較検討								
県内では10自治体が本事業の関係要綱等を制定済み（東松島市、女川町、気仙沼市、大崎市等）								
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日								
令和3年3月 石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付規則の廃止 4月 石巻市がけ地近接等危険住宅移転事業補助要綱の制定（同月1日施行） 市ホームページで周知								
⑨ その他								
補助要件該当区域等								
(1) 災害危険区域内の既存住宅数（復興事業部集団移転推進課調）								
(2) 土砂災害特別警戒区域								
(3) 急傾斜地崩壊危険箇所								
	石巻地区	河北地区	河南地区	桃生地区	雄勝地区	北上地区	牡鹿地区	合計
(1)	21戸	0戸	0戸	0戸	15戸	3戸	34戸	73戸
(2)	174区域	203区域	63区域	24区域	68区域	102区域	38区域	672区域
(3)	228箇所	196箇所	73箇所	25箇所	80箇所	120箇所	52箇所	774箇所